

「自衛隊憲案」

私はこう考える

①

安倍晋三首相は自衛隊違憲論が生じる余地をなくすべきだと言った。だが提案通りに9条を変えても、違憲性を巡る議論はなくなる

2項がそのままのため、従来と同じく「自衛隊は戦力か」という議論が続くことになる。

次に、2項を残した上で3項に「前項の規定にかかわらず、自衛隊は戦力と交戦権は認め、そのための実力組織としての自衛隊を保持する」とするやり方も考えられる。ただ、この場合も自衛隊が「自衛隊の組織」にとどまってい

るかどうかの議論は残る。一方で私は、2項に手を付ける可能性もあるとみている。首相は「2項を残す」としているが「修正しない」とは言っていないからだ。

しているのは、自民党改憲草案のように、自衛隊を明確に軍隊として位置付けることだろう。ただ、いきなり正規の軍隊を持つと言っても国民から受け入れられない。今回の提案はそのゴールに向けた一里塚だ。

目的不明、必要性もなし

安倍晋三首相は自衛隊違憲論が生じる余地をなくすべきだと言った。だが提案通りに9条を変えても、違憲性を巡る議論はなくなる

2項がそのままのため、従来と同じく「自衛隊は戦力か」という議論が続くことになる。

次に、2項を残した上で3項に「前項の規定にかかわらず、自衛隊は戦力と交戦権は認め、そのための実力組織としての自衛隊を保持する」とするやり方も考えられる。ただ、この場合も自衛隊が「自衛隊の組織」にとどまってい

るかどうかの議論は残る。一方で私は、2項に手を付ける可能性もあるとみている。首相は「2項を残す」とは言っていないからだ。

しているのは、自民党改憲草案のように、自衛隊を明確に軍隊として位置付けることだろう。ただ、いきなり正規の軍隊を持つと言っても国民から受け入れられない。今回の提案はそのゴールに向けた一里塚だ。

弁護士

伊藤 真氏



1958年東京都生まれ。憲法関連の著書が多数ある。

だ。だが、そうなれば恒久平和主義を掲げる憲法は骨抜きになる。

首相がゴールとして目指

本来、自衛隊が9条の例外として存在し、「違憲かもしれない」と指摘され続けることに大きな意味がある。「自衛隊のためか」「専守防衛に徹しているか」と常に問い、軍事組織を憲法で統制して権力の自由に使えない。それが立憲主義の重要な目的の一つだ。首相はそれをあまり理解していないのかもしれない。

改憲の方法として、まず9条1項と2項に手を付けず、3項に自衛隊の存在を記すことが考えられる。だが戦力不保持をうたう